

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 6 年度第 1 回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和 7 年 1 月 28 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 40 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 2 階 第 3 委員会室
4. 出席者氏名	（委 員）寺本博美（会長）、水谷勝美（会長代理）、高畑明弘、山本清己、庄司愛、先浦宏紀、砂子美由紀 （事務局）市長 竹上真人（冒頭のみ出席）、総務部長 池田 肇、職員課長 橋本尚由、財務課長 中尾珠巳、職員課給与厚生係長 高山剛将
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1 人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 委嘱状交付
2. 自己紹介
3. 会長選任
4. 諮問
5. 議事
議会の議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について
6. その他

議事録

別紙

令和 6 年度第 1 回特別職報酬等審議会議事録

令和 7 年 1 月 28 日 午後 2 時 00 分
市役所議会棟 2 階第 3 委員会室

【出席委員】 寺本会長、水谷会長代理、高畑委員、山本委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】 竹上市長（冒頭のみ出席）、池田総務部長、橋本職員課長、中尾財務課長、高山給与厚生係長

【議事録】

（事務局）本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、令和 6 年度第 1 回松阪市特別職報酬等審議会を開催します。

開催に先立ち、委員の変更についてご報告いたします。三重大学の岩崎恭彦様に代わり、追手門学院大学ベンチャービジネス研究所顧問の寺本博美様をお願いさせていただいております。

寺本様は、本市が設置する多くの委員会、審議会に携わっていただいております。市政全般に幅広い知識をお持ちでございます。寺本様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、竹上市長より皆様方に委嘱辞令を交付させていただきますので、自席でお受け取りいただきますようよろしくお願いいたします

（市長から委嘱状授与）

（事務局）では、竹上市長から皆様方に一言、開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。

（竹上市長）改めまして皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、特別職報酬等審議会委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。

今回は少し大変です。（令和 7 年度の）予算査定中であるが、人事院勧告の引上げが凄くて、人件費への影響が著しい。連合三重が今年の春闘で 6%の引上げを求めていくという報道もあった。本市では色々な団体に委託している事業も多々あるが、人件費がこれほど上がってくると委託費も見直していかなければならない。予算建てというのが厳しい時代になってきたが、時代の流れか。消費者物価も上がっていますし、給料も上がっていかないと生活もままならないでしょうから。

だから特別職（市長、副市長、教育長）の給料も引き上げてくれと言っているわけではない。その辺りは皆さんでご議論頂きたいのですが、問題は議員のほうで、この 8 月から議員定数が 28 議席から 24 議席に減少します。このところの報酬をいかに考えるかということで、有識者で構成された議員定数等在り方調査会からの意見では、引き上げるべきという意見ではあるが、どれだけということまでは出ていません。今回はそういった諸情勢というものがこれまでとは違いますので、そのうえで答申を出してもらうことになろうかと思います。皆様方に様々に議論を尽くしていただいて、その答申を尊重していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）続きまして、本日が初めての審議会でございますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。お手元の名簿順ということで、寺本委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（委員自己紹介）

（事務局）続きまして、事務局等の紹介をさせていただきます。

（事務局自己紹介）

（事務局）続きまして、本審議会条例第4条に基づきまして、審議会の会長を互選により選任いただきたいと存じますが、会長の選任につきまして、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

（委員）寺本委員にお願いしてはいかがでしょうか。

（事務局）今、寺本委員に、というご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

異議なしの声

（事務局）ありがとうございます。それでは寺本委員におかれましては、会長席へご移動いただきたいと思います。本審議会条例第4条第3項の規定に基づき、会長から会長代理のご指名を頂戴いたしたいと思います。

（会長）それでは、水谷委員を会長代理にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

（事務局）ありがとうございます。それでは市長から会長に諮問書を手渡させていただきます。会長は御起立をお願いします。

（竹上市長）松阪市特別職報酬等審議会会長 寺本博美様。

特別職の報酬等の額について（諮問）。議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について御検討をお願いいたしたく、松阪市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）ありがとうございました。市長はこの後、別の公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。御了承をお願い申し上げます。

竹上市長退出

（事務局）本日の出席委員は8名中7名で、委員の過半数の出席がございますので、本審議会条例第5条第2項の規定により、本会議が成立していることを報告いたします。

それでは会長に、この後議事の進行をお願いいたします。

（会長）それではご指名いただきましたので、僭越ではございますが会長職をお引き受けさせていただきます、どうぞよろしくお願いいたします。様々な分野において行政の方々と一緒に仕事をさせて頂きましたが、報酬に関する委員会というのは、私も初めてでございますので、皆様に助けをいただきながら進めてまいりたいと思います、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。第 1 に、事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局）説明に入る前にいくつかお願いをさせていただきます。まず、本審議会の内容については、議事録作成のために録音をさせていただきます。また、本審議会は以前から公開とさせていただいておりまして、開催に当たりましては、希望される市民の方に傍聴を許可しておりますので、御了承ください。それでは、資料について担当よりご説明申し上げます。

（事務局）それではまず、資料 1 をご覧ください。1 ページ・2 ページは県内各市及び類似団と人口や世帯数、財政状況等を比較した表でございます。類似団体といいますのは、人口と産業構造により類似する都市を総務省においてグループ分けしたもので、松阪市とおなじ類型区分に分類された県外 15 団体を掲載しております。なお、県内では、鈴鹿市も同じ分類となっております。

3 ページ・4 ページは県内各市及び類似団体の市長・副市長・教育長の給与額の比較になります。一部の各市に記載のある（ ）の数字は、市長公約等により減額した後の金額でございます。

5 ページ・6 ページは県内各市及び類似団体の議長・副議長・議員の報酬額の現行及び現行前の状況です。

7 ページ・8 ページは県内各市及び類似団体の議員に対する政務活動費の支給状況です。政務活動費は、報酬以外で議会活動や市政に関する政策調査研究等の活動のために必要な経費として支給される費用のことを言います。

9 ページ・10 ページは県内各市及び類似団体の市長等の月額給与及び年収を順位づけた表で、市長公約等により減額する前の給料月額・期末手当支給率をもとに作成しています。

また、各市の市長等の月額給についての比較をグラフ化したものを 11 ページ・12 ページに、各市の市長等の年収についての比較をグラフ化したものを 13 ページ・14 ページにつけさせていただきましたので、あわせてご参照ください。

15 ページ・16 ページは県内各市及び類似団体の議員報酬の月額及び年収を順位づけた表で、こちらも月額の比較をグラフ化したものを 17 ページ・18 ページに、年収の比較をグラフ化したものを 19 ページ・20 ページにつけさせていただきましたので、あわせてご参照ください。

続きまして、21 ページ・22 ページは、議員の活動状況に関する資料として、令和 4 年における県内各市及び類似団体の本会議や常任委員会などの会議日数や本会議における審議案件数等をまとめたものになります。

23 ページ・24 ページは、これまでの人事院勧告及び松阪市の一般職員の給与改定率の推移と特別職報酬の改正状況を併記したものです。

24 ページの左側の表の一番下の行にありますように、今年度の人事院勧告は、一般職の月例給に関しては平均 3.0% の引上げとなっており、昨年の 1.1% を上回る改定率となっております。

賞与（期末勤勉手当）についても 0.1 月分の引上げの勧告となり、支給月数は 4.60 月分となりました。松阪市の一般職員の給与改定は、この人事院勧告に準拠した形で、昨年 12 月に改正を行っております。

それから左側の表の左から 5 列目に、指定職の期末勤勉手当の支給月数の推移を記載させていただいております。この指定職とは、一般職の国家公務員のうち、事務次官、外局の長官や官房長など職務や責任の度合いが特に高度な職のことを指します。

松阪市の特別職の期末手当は、市長等については一般職の支給月数の水準を参考にしてきておりますが、議員については指定職の支給月数の水準を参考にしてきているところがございます。

同じページの右側の表のようですが、一番下の行、令和 6 年 1～2 月というのが、この報酬審議会における昨年の答申内容ということになります。のちほど改めてご説明いたしますが、昨年は、3 役の給料、

議員の報酬ともに 1.1%程度の引上げ、期末手当についても共に 0.1 月分の引上げ、という答申を出していただいております。

続きまして 25 ページ・26 ページですが、過去の審議会の開催状況と答申状況についての資料です。平成 16 年以前は旧松阪市の状況でございます。

なお、特別職の期末手当につきましては、諮問には含まれておりませんが、例年にならい、本審議会として改正に対する御意見を頂戴いただければと思っております。

続きまして、資料 2、資料 3 ですが、松阪市の財政状況の見通しについて、松阪市中期財政見通しを添付させていただきました。また、資料 3 は、同じく松阪市の財政状況の、過去の推移に関する資料でございます。これらにつきましては、財政担当者から説明をいたします。

（財務課長）私の方から、資料 2「松阪市中期財政見通し」及び資料 3「松阪市の財政状況」についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、資料 2「松阪市中期財政見通し」をご覧ください。この「中期財政見通し」は、毎年 2 月下旬に公表をしており、皆様にご覧いただいております資料は、1 年前の令和 6 年 2 月に策定したものでございます。現在、令和 7 年度の当初予算編成中で、委員の皆さまに、まだお示しすることができない状況であることをご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2 ページには、中期財政見通しの策定の目的や期間等を示させていただいております。

3 ページは、令和 6 年度の当初予算を基本に 4 ページの「策定にあたっての前提条件」に基づいて作成した「松阪市中期財政見通し」でございます。

歳入の一般財源につきましては、市税では政府試算による伸びを見込ませていただくとともに、地方交付税につきましては、諸条件等により、少しずつ減額となる見込みです。また、一般財源の「その他」は、地方譲与税、地方消費税交付金などの各種交付金ですが、伸びを示しているのは、主に地方消費税交付金の増を見込ませていただいております。

国・県支出金につきましては、伸び率はほとんどゼロという形で見込んでおります。扶助費等の歳出の伸びと連動する部分がございますので、その部分については幾ばくか中に入れさせていただいている状況でございます。

次に、市債ですが、これは臨時財政対策債を除き、建設事業に使わせていただいております。市債は、施設や道路等の整備を行うために後年度への負担となる借金です。しかし、将来、便益を受けることとなる世代間の公平の調整、財政負担の平準化という観点等から、一定額の発行が認められているものでございます。

次に歳出です。人件費は合併後、職員数の削減に取り組んだ結果、退職職員の推移により若干の増減はありますが、ほぼ横ばいという一定の成果が出た状況でございます。定年延長による措置のため、1 年おきに増減を繰り返す動きは、退職金にあたる部分です。

扶助費は、社会保障制度の変化に伴う影響が大きく、子ども子育てや障がい福祉に関連する扶助費の増加などにより、歳出に占める割合は高い状況が続くと考えているところでございます。

公債費は、借金の償還に係るもので、毎年 50 億円程度が必要となる計算になっております。

投資的経費は、歳入から歳出の公債費、人件費、扶助費といった義務的経費を控除し、経常的に必要な物件費をまとめその他の経費をさらに控除したうえで計上しております。あくまで道路、橋梁、学校などの建設等、社会資本の整備に要する経費としております。

下段につきましては、参考として令和 5 年度の実施計画において各部・各課が計上しました令和 7 年度以降の投資的経費を仮置きした場合の見通しをお示ししております。

4 ページは、「策定にあたっての前提条件」として、各費目算出の考え方を記載させていただいております。

下段の財政指標、次の5ページ中央部の市債現在高推移につきましては、この後の資料番号3で詳細を説明させていただきたいと思います。

6ページには、「財政収支の見通しにおける課題等」について記載をさせていただいております。以上、「中期財政見通し」の内容でございます。

続きまして資料番号3の「財政状況」についてご説明させていただきます。こちらは、主にこれまでの決算の内容となります。対象とした会計は、全国的な自治体間の比較を行うため、すべて一般会計を包括する普通会計で表しています。

1ページをお願いします。「①決算規模の推移」については、年々拡大をしています。歳出額では平成26年度654.5億円から、令和5年度は新型コロナウイルス感染症からの回復の兆しは見られたものの、世界的な燃料費や原材料費等の価格高騰の影響により、物価高騰に対する給付金事業や商品券事業等の実施もあり731億円となりました。

2ページをお願いします。「②歳入の推移」について、令和3年度、令和4年度と、合併特例事業債を未来投資基金として活用し、積み立てたことにより、地方債が増加しており、こちらは5年間で償還することとしております。また、合併特例事業債の発行期限が令和6年度までということもあり、発行可能額を満額活用し、文化会館等の整備を行っております。

3ページは、歳出を目的別にグラフにしたものとなります。少子高齢化や物価高騰対策に伴い（住民税非課税世帯等重点支援給付金事業、介護給付費等給付事業費、私立保育園運営事業費、生活保護扶助費）社会保障関連で、民生費の扶助費・補助費等が増加しています。

4ページは歳出を性質別にグラフにしたものとなります。積立金につきましては、未来投資基金積立金の減額が大きな要因です。

5ページをお願いします。「④財政力指数～豊かさの程度～」についてですが、財政力指数は、市の財政状況を表すのによく使われる指標で、この数値が高いほど自主財源が豊かな自治体と判断され、単年度指数で「1」を超える場合は、普通交付税が交付されないということになります。

6ページをお願いします。「⑤経常収支比率～財政構造の弾力性～」についてですが、経常収支比率は、市町村の財政構造の弾力性を評価するために用いられるもので、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費へ、市税・地方交付税を中心とした経常的な一般財源の収入が、どれほど充当されているかを表しているもので、この比率が低いほど、投資的経費等の臨時的経費に財源を回すことができ、財政構造に弾力性があるということを示す指標でございます。

経常収支比率の数値につきましては、左のグラフのとおり、年度により変動していますが、令和5年度は88.7で、令和元年度から公債費の短期償還にかかる分を経常でなく、臨時的支出としていたため、指標が改善していましたが、短期償還が終了したことにより、従前の指標に近づきつつある状況です。

7ページをお願いします。「⑥実質公債費比率～公債費の負荷(ふか)の程度～」についてですが、実質公債費比率は、自治体に標準的に入ってくる税金や地方交付税のうち、その何%が借金の返済に使われているのかを示す数値となっております。令和5年度の実質公債費比率は左のグラフのとおり1.5%となっております。

8ページをお願いします。「⑦将来負担比率～将来の負債の程度～」についてですが、将来負担比率は、借入金である地方債や、将来支払っていく可能性のある負担額等の、現時点での残高の程度を示します。数値が大きいほど、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。本市は―(ハイフオン)表示で、数値として表れていない状況です。

9ページをお願いします。「⑧基金の状況」ですが、こちらは基金残高についてのグラフでございます。いわゆる貯金ですが、内訳としまして、ある目的を達成するために基金を積み立てている特定目的基金と、公債費として借金の返還に充てる減債基金、それと一般的な貯金である財政調整基金とい

う 3 つの基金をお示しさせていただいております。

特定目的基金の残高が増えておりますのは、合併特例事業債を利用し、未来投資基金として 40 億円積み立てたことが大きな要因です。また、財政調整基金につきましては、年度間の一般財源を調整する基金で、年度によって支出が多く必要となるというようになとめのために、予め基金で調整するための性質のものでございます。右の表の積立金につきましては、財政調整基金の積み立て約 17 億円、などが主なものとなります。

10 ページをお願いします。「⑨市債の状況」ですが、こちらは市債残高についてのグラフとなります。いわゆる借金ですが、年々残高を減らしていく方針としております。借入と償還の表のうち、公債費が増加しているのは、合併特例事業債を活用した未来投資基金の償還を短期間で行っているため、前年度より増加しております。

以上、松阪市の財政状況を中心とした説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（事務局）次に資料 4 ですが、これは全国市議会議長会という組織が毎年調査を行い、作成している資料から抜粋させていただいたものですが、令和 5 年 12 月 31 日現在における全国の 815 市を対象に議長・副議長・議員の報酬の状況を取りまとめたものです。

2 ページ目は報酬額の全国平均、3 ページ目は人口段階別の平均報酬月額、4 ページ目は東京都 23 区、政令指定都市を別書きしたものです。5 ページ目は人口段階別の最高額・最低額、6 ページは東京 23 区、政令指定都市を別書きしたのになります。

次に資料 5 ですが、令和 6 年の人事院の給与勧告等関係資料等から抜粋した資料で、給与勧告の骨子、及び給与勧告の手順等が図解で示されています。

最初の囲みにありますように、昨年 4 月における国家公務員給与と民間給与との較差（かくさ）は 11,183 円、率にして 2.76%ほど、民間給与のほうが上回ったということで、一般職の月例給を平均で 3.0%ほど引上げるという勧告になっています。ボーナスについても、4.5 月から 4.6 月へ 0.1 月分引き上げるという勧告になっています。

最後に、お手元に配付いたしました「市町別にみた市町民経済計算の概況」と書かれた資料についてご説明いたします。こちらにも例年お示しさせていただいている資料になりますが、三重県が公表している統計資料の一つであります令和 3 年度の市町民経済計算の報告書から、「市町内総生産」に関するグラフの資料と、「一人当たり市町民所得」に関するグラフの資料のページを抜き出したものでございます。一応、公表されている最新のものではありませんが、令和 3 年度の数値ということをご承知おきください。

まず、「1 市町内総生産」です。これは国でいえば GDP、国内総生産に当たるもので、市町内の生産活動によって新たに生み出された付加価値の総額ということになります。グラフをみていただきますと、松阪市は鈴鹿市に次いで県内 4 番目のところに位置しておりまして、前年度と同順位となっています。

次に「2 対前年度増加率」です。これは先ほどの市町内総生産の前年度に対する増加割合を示しておりまして、松阪市はプラス 0.5 ということで若干の増となっています。

最後に「3 一人当たり市町民所得」です。こちらは、グラフの下に※印にもありますとおり、個人のみの所得ではなく企業の所得も含んだ数値だということを踏まえて、ご覧ください。

県内で比較しますと、松阪市は県内 13 番目のところに位置しており、前年度と変わっていません。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) はい。ありがとうございます。膨大な資料にはなりますが、事前にお配りさせていただいていることでもありますので、何か質問などございましたら、あるいは何か確認しておきたいことなどございましたらご発言いただきたいと思います。

意見なし

(会長) それでは、前回に引き続き、株式会社三十三総研の主席研究員である委員に、この地域の景気の動向や雇用情勢などについて、ご説明いただきたく存じます。
それでは、委員、よろしくお願いいたします。

(委員) 私のほうから、三重県および当地域の経済状況について、簡単にご説明いたします。
お手元のカラー刷り資料「三重県経済の現状と見通し（2024 年 12 月）」と、「経営者アンケート調査結果」が資料となります。

まず、「三重県経済の現状と見通し」ですが、弊社のほうで毎月、景況の判断をしているところですが、2024 年 12 月 30 日現在の判断をかいつまんでご説明申し上げます。こちらは主に経済統計のほうから景気動向を見ていこうというもので、まず 1 ページ目の総括判断のところ、景気の現状として、“一部に弱さがみられるものの、持ち直しの動きがみられる”という判断をしております。

主な理由としては、住宅投資に弱さがみられるものの、生産や公共投資は持ち直しているなど、持ち直しの動きがみられる、ということからこのような判断になっております。水準評価は天気マークで、その横の矢印は景気がどちらの方向が向いているか、ということで見ただければ。

各部門の基調判断（緑の項目）を見ると、その他を除く 9 項目中、観光、雇用・所得、企業活動、設備投資、公共投資の 5 項目が回復傾向にある、もしくは持ち直しているということで、前向きな動きとなっています。

三重県の物価の動向についてですが、7 ページの 6「個別部門の道央：その他」の図表 14 をご覧ください。昨年 11 月の数字になりますが、生鮮食品を除く物価は、前年比+2.7%、34 か月連続の上昇となっています。また、生鮮食品を除く食料は、40 か月連続の上昇となっており、経済の体温計は上昇しているということがお分かりいただけるかと思います。ほぼ 3 年 4 年、物価が上がり続けているということになっていまして、特に食料は、グラフの黄色い部分からも特に大きく上がっていることがお分かりいただけるかと思います。また、ウクライナ危機が始まった時期は光熱水費（水色）がぐっと上がっていることも見てとれるかと思います。

これらのことから、物価というものが非常に上がっているということがお分かりいただけるかと思います。

1 ページ目に戻っていただきまして、1 番下の「当面の見通し」ですが、物価高や世界経済の不透明感から、景気持ち直しのテンポは弱まる見通し、という判断をしております。これは、個人消費の回復やインバウンド需要の拡大が期待される一方、トランプ政権の発足やウクライナ情勢の緊迫化など世界経済を巡る不透明感は強く、景気持ち直しのテンポは弱まる見通し、という判断をしております。

こちらについては、つい先日、日本銀行が金利を 0.25% 引き上げた、ということとか、トランプ政権が本格的に動いていくということで、今後が注目されるところです。日本銀行が金利を上げることに對して、短期プライムレートを主要銀行が一斉に上げたということが本日の新聞にも載っていましたが、それが中小企業にどういった影響が出てくるか、要注目です。

次に、白黒の資料をご覧ください。こちらは企業経営者の景気マインドを見る、各種景況調査の結果をとりまとめたものでございます。2024 年 8 月下旬から 9 月中旬に実施しました、資本金 1 億円以

下の三重県下法人企業 594 社の回答結果となっております。ちなみに、松阪市を含む中勢地域の回答数は 122 社、割合で 20.75%、全体の約 1/4 という形となっております。

概要版にある下のグラフをご覧くださいと、景況感を示す景気判断 D.I. が 11 半期連続のマイナスとなっていて、マイナス幅が拡大し、2 半期連続で悪化したということです。先行きについて、2024 年度下期（10 月～3 月）は、マイナス幅が縮小し、経営者の景況感は改善する見通しであるという結果になりました。

次に、1 ページめくっていただきまして、⑦経営者の声ということで、自由記入にはなりますが、経営者の意見のうち多かったものをここにピックアップしています。経営者の声をみますと、人材不足、人件費に関する声、物価高騰に関する声が非常に多かったということでございます。特に人件費や人材不足は非常に多くありまして、人材を集めるためにより高い賃金を支払っていくというような企業行動が数多くあるということが見受けられました。

次に 3 ページ目、4 ページ目をご覧ください。三重県商工会議所連合会の小規模企業を対象にした 2024 年調査の景況調査結果から抜粋したものです。中段の下のところ、松阪商工会議所地区というところがあります。調査対象は 824 事業所、回答状況は 280 事業所となっております。

こちらの結果をみますと 2024 年 1 月から 6 月の D.I. 値、景気が「良い」から景気が「悪い」を引いた値は、マイナス 29.7 という事で、前回調査時の 25.5 から 4.2 ポイントの悪化となっています。先ほど、弊社が行った景況調査と同じ方向性になっているということでございます。

三重県全体と比べてどうなのかということについては、資料にはないのですが、三重県全体はマイナス 6.7 ポイントということですので、三重県よりも松阪地区は比較的落ち込み幅は小さいということになります。

松阪地区の今後の見通し、令和 6 年 6 月から 12 月については 3 ページの下のところですが、D.I. 値がマイナス 34.6 ポイントの悪化見通しとなっているということで、弊社の調査結果と若干方向性はズレていますが、水準的な感じかなというところですよ。

4 ページの「目立った変化等」の経営課題について、「売上・受注の停滞減少」が最も多く、次いで「原材料高及び不足」「人手不足」が上位を占めているということで、やはり人手不足、人材不足というところが経営課題に大きく影響を与えている、今後与えるだろうということがあります。当然、物価高、材料高も原因になっているということです。

最後に 5 ページ、6 ページ目の資料は、三重県中小企業団体中央会の加入企業 434 事業所を対象にした労働事業実態調査となっております。6 ページの賃金改定についてですが、調査時点、令和 6 年 7 月 1 日付で「賃金を引き上げた」と答えた事業所が 63.0%で、引き上げた事業所が前年比で 8.5 ポイント上昇した結果となっています。また、「7 月以降引き上げる予定」と回答した事業所は 13.5%ということで、表 2 の一番上の「全国」と比較すると、引き上げた、引き上げる予定の割合は高くなっているということが見てとれます。

（2）の平均昇給額・昇給率について見てみますと、昇給を行った事業所の平均昇給額は、10,003 円、前年度の 9,334 円と比べて上がっているということです。

図 3 の昇給率をご覧くださいと、令和 6 年は 3.65%で前年度と比較して 659 円の増、県内の中小企業においても賃金上昇の動きがみられるということです。

以上で、最近の景気動向の説明を終了しますので、参考にしていただければ幸いです。

（会長）ありがとうございます。ただ今、委員からご説明いただきましたが、質問などございませんか。民間の経済情勢や物価高というのは当然影響してくるでしょうし、物価が上がるのが悪いかというところではなくて、給料が増えてきたから物価が上がってきたという考え方もできます。民間企業の場合は、利益が出ていなければ賃金は上がらない、利益が出ていたら賃金や賞与は増える、と

いうのは自然の理としてありますが、公務員の場合はモノを作って売る、たくさん売れたらいい、というのではなく、窓口に人がたくさん来てサービスが増えたから、給料が上がる、というものでもありません。そういう意味で難しいところがありますが。

（委員）資料1の1ページ目にある「令和6年度当初予算額の人件費」について、ここには議員の報酬は含まれているのか。

（総務部長）一般会計の給与や報酬が含まれており、議員の報酬も同様に含まれています。

（委員）ありがとうございます。これはご提案なのですが、市長も挨拶で予算のことに触れておられてこともありますが、予算額に占める人件費の割合というのを示してはいかがか。例えば、他市と比較して、人件費比率が低いのか高いのか、全体予算に占める人件費ということで、判断できる資料のひとつになればいいと思います。

（事務局）次回から資料に反映いたします。

（総務部長）松阪市の人件費についてですが、まず、松阪市は類似団体と比べて職員数が多いと言われています。これは、面積が広いということに対して非効率ということがよく言われますが、学校や施設の数が多く、道路の延長が長いなど、そういった部分に費用がかかっているところがあります。職員もそういった施設に配置しなければならないということもありまして、一般的に考えて職員数は多いことから、その結果が人件費の中にも含まれているということをご承知おきください。

（会長）歳出予算に占める人件費の割合、面積とか職員の数とか、そういうものと比較しながら分析してみると、松阪市の現状がどうなのかというのが見えてくる気もします。数値で見る、というのは大切なことだと思いますので、急ぐわけではないので事務局お願いします。

（委員）ざっと計算した感じだと、松阪市は低いほうなのかなとは思いますが。

（会長）ほかに何かございますか。なければ次に進めて参ります。前段で市長のほうからもお話がありましたが、松阪市議会からも資料をいただいているようですので、それについて事務局から説明をお願いします。

（事務局）それでは、お手元に配布いたしました「松阪市議会議員定数等に関する意見書」と書かれた資料をご覧ください。こちらは本体部分のみ抜粋しております。今回、松阪市議会から本審議会に対し、この意見書、とりわけ「議員報酬」に対する部分について考慮してほしいという依頼がございました。

経過についてですが、昨年8月、松阪市住民自治協議会連合会からの意見などをきっかけに、松阪市議会からの依頼を受ける形で「松阪市議会議員定数等の在り方調査会」が発足されました。有識者で構成された議員定数等在り方調査会において「議員定数」や「議員報酬」「政務活動費」についての議論がなされ、昨年10月、その議論の結果が意見書という形で松阪市議会に提出されました。

議員定数については、2ページの中頃にありますように、現状の28人から4人減の24人が望ましい、という意見が出されています。これを受けまして、松阪市議会は昨年11月議会で議員定数削減にかかる条例改正を行っており、本年7月に執行予定の市議会議員選挙以降、議員定数は24人になります。

本審議会に関係いたします「議員報酬」については5ページ中頃をご覧ください。中頃の囲みにありますとおり、生活保障やなり手不足などを鑑みて増額が望ましい、との意見が出されています。

一方で、その下の「委員からの意見」の2つ目の黒丸にもありますとおり、議員定数と議員報酬は切り離して考える必要があるとも意見されています。以上でございます。

(会長) 議員定数が4名減るということ、代償というとおかしいかもしれませんが、議員報酬については引き上げるべきだという意見がありましたが、本審議会の議論において、どこまで関わってくるのか、これだけでは十分に判断つきかねますけれども、こういった意見書が出てきたということを頭に入れつつ、議論を進めていきたいと思います。

それでは、昨年度の審議会の経過について、簡単に振り返りたいと思います。事務局お願いします。

(事務局) はい、昨年の報酬等審議会は、3回ほど開催してまして、第1回の会議では、世の中の情勢や、長い間改正が行われていなかったことなどを理由に、市長、副市長、教育長いわゆる3役の給料、そして議員の報酬、双方ともに、委員の皆様全員が「引上げ」の方向性を示されました。そして、具体的な引上げ幅については、根拠づけをするところが難しいため、たたき台などの資料をベースに議論していくこととして、第2回に持ち越しとなりました。

第2回の会議では、事務局が作成した3つの案をもとに議論いただき、引上げ幅についてはその年度の国家公務員の平均改定率である1.1%程度の引上げ幅を基準とすることで意見がまとまりました。具体的には、市長プラス11,000円の1,004,000円が、副市長はプラス8,000円の778,000円が、教育長は、プラス7,000円の674,000円が、議長はプラス6,000円の564,000円が、副議長はプラス5,000円の503,000円が、議員はプラス5,000円の445,000円が、それぞれ妥当であるという形になりました。

また、3役と議員の期末手当についても議論いただき、3役については一般職員の年間支給率である4.5月に、議員については、国家公務員指定職の年間支給率である3.4月に、それぞれ0.1月ずつ引き上げるべき、という結論になりました。

第3回の会議では、これら審議の経過や議論の結果をまとめた答申案をご確認いただいています。

(会長) 今年度についても、皆様からご意見を伺い、3役の給料や議員の報酬について、大まかな方向性を確認させていただき、大まかな方向性が「引上げ」もしくは「引下げ」となった場合については、次回の会議で、事務局から幾つかたたき台を提示していただき、それを基に検討をしていく。給料・報酬についての議論が終わりましたら、期末手当の支給率についても議論していく、昨年の審議の流れを踏襲していきたいなと思いますので、その辺りはご了承いただきたいと思います。

それでは、ご意見を伺う前に、審議の基本的な論点をご確認いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元に配布いたしました「審議の論点について」と書かれた資料をご覧ください。例年お配りさせていただいているものと変わりありませんので、事務局から説明いたします。こちらは市長・副市長・教育長の給料や、議員の報酬が妥当かどうか、審議いただく際の論点をまとめたものになります。

全部で3つの項目がございます、1点目が「市長・副市長・教育長の給料額について」、2点目が「議員の報酬について」、3点目が「市長等及び議員の期末手当支給率について」でございます。このうち、3点目の期末手当の支給率については、市長からの諮問には含まれていませんが、例年にならい、委員の皆様のご意見をいただきたく存じます。

そしてこれらの項目については、大きく三つの論点があろうかと思います。一つ目が、県内各市や

類似団体と比較してどうか。二つ目が、先ほどご説明いたしました市の財政状況であるとか、委員からもご説明いただきました地域経済の動向などを踏まえてどのように考えるか。三つ目が、昨年8月の人事院勧告の内容を踏まえ、改定する必要があるか。また、改定するべきとした場合、引上げの根拠、引下げの根拠をどう考えるか。

これらの論点を踏まえてご検討いただきたく存じます。以上です。

（会長）それでは、ひとつひとつ議論を進めていきたいと思います。まず、現行の3役の給料の額と、議員の報酬の額について、今回改正すべきかどうか。具体的には「引上げ」「据置き」「引下げ」のいずれかになります。お一人ずつご意見を伺っていききたいと思います。

（委員）市長の挨拶にもありましたが、連合三重は6%の引上げを要求していくという話も出ていますように、世の中の情勢を見ても引上げの方向で考えていいのかなと思います。具体的な引上げ幅を言うのは難しいですが。議員定数削減の件については、松阪市住民自治協議会から、削減に関する意見書を提出させていただきました。28名から8名減の20名に、その原資を以て報酬は引き上げるべき、という内容のものです。8名ではなく4名の減となりましたが、その分の報酬は引き上げてよいのかと思います。

（会長）確認です。3役の給料についても引上げという意見でよろしいでしょうか。

（委員）はい、お願いします。

（会長）続きまして、委員お願いします。

（委員）他市の動向も踏まえて考えるべきかと。昨年、松阪市は十数年ぶりに給料や報酬の引上げがあった。また、議員定数は削減されることも決まっている。そして今回の人事院勧告は一般職で3%の引上げ。色々な要素があると思います。三重県知事の給料も2万円ほど引上げられたと聞いているが、他市の動向も見えて検討してもいいのではないかと。

（会長）引き下げる理由はないが、そこまで積極的に引き上げる理由にないということですね。それでは、委員お願いします。

（委員）この情勢を見ながら考えると、下げることはない。引き上げる方向で進めていただきたい。行政の規模を見ても、伊勢市、桑名市より低いのは気になる。三重県下における松阪市の位置づけを考えるともう少し高くてもいいのではないかと。議員については4名減になるからその報酬を残りの議員すべてに充てるのはどうかと思うが、2名分を還元するなり、議員の報酬も引上げの方向でよいと思う。

（会長）ありがとうございます。委員お願いします。

（委員）昨年引き上げたばかりなので、慎重に考えるべきではありますが、皆さんと同じように引上げの方向でよいのではと考えます。多少の給与アップでは追いつかないほど物価がかなり上昇していて、それが生活に直結していることを日ごろから感じていますので。ただ、最低賃金を守っていただくだけで精一杯な企業さんもたくさんあると思いますので、慎重に考えるべきかと。

（会長）ありがとうございます。委員お願いします。

（委員）昨今の経済状況を加味すると引き上げの方向で議論していくべきと考えます。経済の規模でいうと県内4位、それに見合った自治体の規模や職責という部分で引き上げるべきというところと、類似団体と比較してもまだまだ低いというところ。市の財政状況の説明を聞いても、手堅い財政運営をしているなという印象の中、松阪フルマラソンなど市にお金が落ちる仕組みを考えるなどやっておられるので、そういうところを加味して。当然、人事院勧告や世の中的にも賃上げの状況というのもありますので、引き上げが望ましいのではないかと考えます。

ただし、引き上げとなると2年連続になるので、四日市市も2年連続、桑名市も何年かぶりに引き上げることですが、十数年年ぶりに引き上げるとはまた違ってきますので、どれくらい引き上げることができるのか人件費の割合も見たほうがいいのかということで先ほど申し上げた次第です。

（会長）ありがとうございます。委員お願いします。

（委員）昨年引き上げたということもあり、資料1の3ページに前回の改定時期が書かれているが、他の自治体が長い間改定していない中、松阪市が2年連続で引き上げるのは目立ってしまうのではないかと感じました。議員の報酬については、皆さんの意見と同じで、定数が少なくなる中、議員定数等在り方調査会でも引き上げるべき、とあるので、引き上げることでよいと思います。

（会長）ありがとうございます。一通りご意見を伺ったところ、引き上げる方向でいいのかと思います。ただ、どのくらい引き上げるべきなのか、その根拠と、引き上げとなると2年連続となることを考えるとなかなか難しい議論になってくるのかなと思います。

このあたりのところ、昨年同様に事務局でいただき台を考えていただき、それを基に次回で議論していきたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

異議なしの声

（事務局）そうしましたら、お配りしている資料や本日いただいたご意見、他市の報酬審議会の答申の内容などを参考にしながら案をいくつかお作りさせていただいて、昨年と同様、第2回目の審議会までに、委員の皆様にもメールでお送りいたします。

（会長）よろしくお願いいたします。本日の議事としては以上となりますが、全体を通して何か意見等はございますか。皆様のおかげで順調に会議を進めることができました。ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

（事務局）ありがとうございました。第2回は、2月10日、月曜日、午前10時からこの場所で開催をさせていただきますので、委員の皆さまどうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日はこれにて審議会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

以上

